「湯梨浜町立羽合小学校プール事故調査報告書」を受けての取り組み 湯梨浜町教育委員会

平成29年6月28日に湯梨浜町立羽合小学校児童事故調査委員会から「湯梨浜町立羽合小学校プール事故調査報告書」の提出があり、教育長はこれを受理しました。町教育委員会は、この報告書を真摯に受け止め、改善・対策に取り組んでいるところです。

1 事故調査報告書に記載された指摘事項と改善策

- (1)「危機管理意識が薄かった」との指摘について
- ①町教育委員会事務局職員が積極的に危機管理研修に参加し、自らも対応能力を高めていきます。
- ②事故等が起こった時の対応において、管理職(校長・教頭)のリーダーシップが発揮されるよう、管理職を対象とした危機管理研修を実施していきます。

(2)「児童及びその保護者を核に据えた対応が行われなかった」という指摘について

- ①被害にあわれた児童生徒及びその保護者の方に寄り添い、信頼関係にたって事態への対処を行っていきます。
- ②被害にあわれた児童生徒及び保護者に対応の経過等の情報を適宜お伝えし対応していきます。
- ③被害にあわれた児童生徒への心のケアも行っていきます。
- ④「コミュニケーション」を大切にして、子どもを第一に考えて対応していきます。

(3)「当初の段階で『重篤な事故』として認識できなかった」という指摘について

「学校事故対応に関する指針」では、学校は「死亡事故及び治療に要する期間が3 0日以上の負傷や疾病を伴う場合は重篤な事故」として判断することとされています。 今後、事故発生時にそのような可能性があると判断される場合は、速やかに基本調 査を行うこととします。

そのために、町教育委員会は、

①湯梨浜町立小学校及び中学校管理規則第18条(事故等の報告)において、「水 泳・プール事故」に関する項目を追加し、当該事故に関して速やかに調査し、町 教育委員会への事故報告を義務付けました。

- ②頭部を強打する等、後遺症が心配される事故などについても、速やかに調査を行い、町教育委員会へ事故報告を行うよう指導しました。
- ③関係する全教職員からの聴き取り調査を行うとともに、心のケアに留意しながら 必要に応じて事故現場に居合わせた児童生徒等からも聴き取り、事故に関する事 実を一致させて事故報告書を提出することを学校に指示しました。
- ④学校から提出された事故発生報告書を、町教育委員会がしっかりと把握し、学校 事故対応の指針に基づいて必要な対応等を指示・指導していきます。

2 その他の取り組み

- (1) 湯梨浜町内教職員研修会の開催(平成29年7月26日)
 - 事故調査報告書の概要説明
 - ・事故調査報告書で指摘された事項とその改善策について
 - ・研修(「学校事故対応に関する指針」「学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引」等)
- (2)町立小・中学校保護者説明会(平成29年7月31日~8月9日)(7/31 羽合小 8/2 泊小 8/3 東郷中 8/8 東郷小 8/9 北溟中)
 - 事故調査報告書の概要説明
 - ・学校及び町教育委員会の今後の取り組みについて

(3) 町報への関連記事の掲載及びホームページでの事故調査報告書等の公表

- ・町報(広報ゆりはま)8月号に記事掲載
- ・町ホームページにて事故調査報告書を掲載 (7月20日)